

教育委員会告示第4号

筑西市公認地域クラブの登録に関する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

筑西市教育委員会

筑西市公認地域クラブの登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における中学生のスポーツ活動及び文化芸術活動の機会を確保するとともに、将来にわたり継続してこれらの活動に親しむことができるよう、筑西市公認地域クラブ「ちっくんクラブ」（以下「ちっくんクラブ」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 この要綱によりちっくんクラブの登録を受けることができる地域クラブは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する地域クラブとする。

- (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に活動の拠点を有すること。
- (2) 地域クラブの代表者が市内に住所を有すること。
- (3) 次のいずれかに該当する者が現に加入し、又は加入することができること。

ア 市内に住所を有する者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在籍する生徒

イ 本市の区域外に住所を有する者であって、筑西市立の中学校若しくは義務教育学校又は茨城県立下館第一高等学校附属中学校に在籍する生徒

- (4) 安全管理者（学生でないものであって、事故がないか見守るものをいう。以下同じ。）及びクラブ員が傷害保険に加入していること。
- (5) 地域クラブの代表者及び安全管理者が、筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第3号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と社会通念上不適切な関係を有する者でないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、筑西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

（登録の申請）

第3条 ちっくんクラブの登録を受けようとする地域クラブの代表者（以下「申請者」という。）

は、ちっくんクラブ登録（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 加入者名簿（様式第2号）

(2) 傷害保険加入者証の写し

(3) 宣誓書（様式第3号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

（登録の承認）

第4条 教育長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ちっくんクラブ登録（更新）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（登録の期間等）

第5条 ちっくんクラブの登録の期間は、4月1日（新規登録の場合は、前条の通知の日）から翌年3月31日までとする。

2 ちっくんクラブの登録の更新を受けようとする地域クラブの代表者は、登録期間満了後の4月1日から5月31日までの間に、ちっくんクラブ登録（更新）申請書に第3条各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による登録の更新の承認について準用する。

（登録事項の変更）

第6条 前2条の規定によりちっくんクラブの登録又は登録の更新を受けた地域クラブ（以下「登録クラブ」という。）の代表者は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、ちっくんクラブ登録事項変更承認申請書（様式第5号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

（順守事項）

第7条 登録クラブは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 第1条に規定するこの要綱の趣旨及び公序良俗に反する行為を行わないこと。

(2) 暴力、暴言等のハラスメント行為を行わないこと。

(3) 営利を目的とした活動を行わないこと。

(4) 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由による個人又は団体に対する差別行為を行わないこと。

- (5) 宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (6) 安全管理者が常駐すること（活動中に限る。）。

（登録の取消し）

第8条 教育長は、登録クラブが前条の順守事項若しくは関係法令等に違反すると認めるとき又は教育長がちっくんクラブの登録を不相当と認める事実があったときは、ちっくんクラブの登録を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定によりちっくんクラブの登録を取り消したときは、ちっくんクラブ登録取消通知書（様式第6号）により登録クラブの代表者に通知するものとする。

（登録の抹消の届出）

第9条 登録クラブは、ちっくんクラブの登録の抹消を受けようとするときは、ちっくんクラブ登録抹消届（様式第7号）を教育長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

（準備行為）

- 2 ちっくんクラブの登録に係る手続に必要な行為その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。